



堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談)072-221-7146

5月は消費者月間です

「消費者保護基本法」の施行（昭和43年5月）20周年を機に、昭和63年から毎年5月は「消費者月間」とされています。

毎年テーマが決まっています。今年は「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」がテーマです。

ほんの10年前は、周りを見てもネットで買い物なんて少数派でしたし、ましてやスマホでキャッシュレス決済なんてまだまだ先だと思っていました。



今、びっくりするようなスピードで、デジタル上での契約でトラブルが増えています。怖いと思う一方、きちんと使えば確かに快適かも。少なくとも無縁で生活することも難しくなっていて…。それならば、きちんと知ることから始めませんか？



高齢者の相談から(インターネットで定期購入)

【相談】お試しのつもりが定期購入だった

事例：
魔法のようにシワ消える美容液
今なら980円で試せます!!

もともと多い相談ですが、去年の秋くらいから急激に増えています。一時期は、センターの電話が鳴りっぱなしになるほどでした。今でも、一番多い相談です！



定期購入を申し込んだつもりはないので送り返した

送り返すだけでは解約したことにはなりません。ほうっておくと督促状などが届きます。長期間無視していて弁護士から督促されるケースも。



定期購入を申し込んだつもりはないのでクーリングオフしたい

インターネット通販には法的なクーリング・オフの適用はないのです。



解約の電話をかけているがつかまらない

同じような問合せや解約希望の電話がかかっていると考えられます。



「いつでも解約可能」と書いてあるのに細かい条件がある

「解約の受付は電話のみ」「次回商品発送の10日前までに連絡を」など。

困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが 堺市立 消費生活センター

ツイッターやってます！
ココから→



住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階(堺東駅前スグ)

電話 (相談)072-221-7146 (事務)072-221-7908 (FAX)072-221-2796